

(適用範囲)

第1条 この基準は、身体障害者が単独で、又は介護者とともに、当社線内各駅及び連絡運輸取扱各駅相互間を乗車する場合に適用する。

(定義)

第2条 この基準において「身体障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受けている者のうち、別表に掲げる障害種別に該当するものをいう。

2 前項の身体障害者を、別表に掲げる第1種身体障害者及び第2種身体障害者に分ける。

3 第1種身体障害者及び第2種身体障害者の別については、身体障害者手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄」の記載により確認することができる。

(介護者)

第3条 身体障害者が、第1種身体障害者又は定期乗車券を使用する12歳未満の第2種身体障害者であるときは、身体障害者1人に対して1人の介護者を同伴することができる。

2 前項の介護者は、係員が介護機能があると認められる者であって、その購入する乗車券の種類、乗車区間及び有効期間が身体障害者と同一で、身体障害者の乗車券と同時に購入する者でなければならない。

(割引乗車券の種類)

第4条 身体障害者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、次のとおりとする。

(1) 普通乗車券 第1種身体障害者が単独で、又は介護者とともに乗車する場合及び第2種身体障害者が単独で乗車する場合に発売する。ただし、身体障害者が単独で乗車する場合に発売するものは、北綾瀬又は綾瀬発小田急線連絡及び北綾瀬・西日暮里間各駅発小田急線經由箱根登山線連絡に限る。

(2) 定期乗車券 第1種身体障害者又は12歳未満の第2種身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。ただし、介護者が、通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては通学定期乗車券を発売しない。

(3) 回数乗車券 第1種身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。

2 介護者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、前項の規定により身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。ただし、身体障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は、前条第2項の規定にかかわらず、通学定期乗車券に限るものとする。

(取扱区間)

第5条 身体障害者及び介護者に対して発売する割引乗車券の取扱区間は、当社線及び連絡運輸取扱各駅相互間とする。ただし、身体障害者が普通乗車券により単独で乗車する場合は、普通旅客運賃計算キロ程が片道100キロメートルを超える区間に限る。

(割引率)

第6条 身体障害者及び介護者に対する割引率は、5割とする。ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引をしない。

(割引乗車券の購入申込み)

第7条 身体障害者が割引乗車券を購入する場合は、身体障害者手帳を発売箇所に呈示し、口頭又は適宜な用紙で申込みをしなければならない。

(介護者の同行)

第8条 第3条第2項の規定により購入した乗車券は、身体障害者とその介護者とが同一の列車に乗車する場合に限り有効とする。

(旅客運賃の払戻し)

第9条 第3条第2項の規定により購入した乗車券の旅客運賃の払戻しは、身体障害者に対する乗車券とその介護者に対する乗車券とについて、ともに行う場合に限り取り扱う。

(身体障害者手帳の携帯)

第10条 身体障害者が割引乗車券で乗車する場合は、身体障害者手帳を携帯して係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。

(その他の取扱方)

第11条 身体障害者に対する旅客運賃割引の取扱方については、この基準によるほか、旅客運送に関する一般の規定による。

(改廃手続)

第12条 この基準の改廃は、りん議文書により部長決裁で行う。

附 則（平成19年4月営業部達第20号）

この基準は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成20年2月営業部達第58号）

この基準は、平成20年2月15日から施行する。

附 則（平成22年3月営業部達第31号）

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月営業部達第31号）  
この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月営業部達第43号）  
この基準は、平成26年4月1日から施行する。

別表

## 身体障害者の範囲及び種別の区分

障害種別		等級及び割引種別	第1種身体障害者 (本人及び介護者)	第2種身体障害者 (本人)
視覚障害			1級から3級及び4級の1	4級の2、5級及び6級
聴覚又は平衡機能の障害	聴覚障害		2級及び3級	4級及び6級
	平衡機能障害		————	3級及び5級
音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害			————	3級及び4級
肢体不自由	上肢		1級、2級の1及び2級の2	2級の3、2級の4及び3級から6級
	下肢		1級、2級及び3級の1	3級の2、3級の3及び4級から6級
	体幹		1級から3級	5級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級	3級から6級
移動機能		1級から3級	4級から6級	
心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害	心臓、じん臓若しくは呼吸器又は小腸の機能障害		1級、3級及び4級	————
	ぼうこう又は直腸の機能障害		1級及び3級	4級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能障害		1級から4級	————

(注1) 上記の障害種別及び等級は、身体障害者福祉法施行規則別表第5号(昭和25年厚生省令第15号)によるものである。

(注2) 上記左欄に掲げる障害を2つ以上有し、その障害の総合の程度が上記第1種身体障害者欄に準ずるものも第1種身体障害者とする。